

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市水道局契約規程（平成6年旭川市水道事業管理規程第7号）第3条の規定に基づき、一般競争入札（事前審査型・郵送方式）（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和8年5月7日

旭川市水道事業管理者 富岡賢司

1 入札に付する業務の内容

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 業務番号 | 石浄1-7 |
| (2) 業務名 | 石狩川浄水場浄水汚泥処理業務 |
| (3) 履行場所 | 旭川市末広東2条7丁目 |
| (4) 履行期間 | 着手の日から令和9年1月29日まで |
| (5) 業務概要 | 浄水汚泥処理業務 一式 |

2 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 公告の日において、旭川市水道局物品購入等の競争入札参加資格における営業種目「3170廃棄物処理」取扱品目「3175産業廃棄物処理（収集、運搬）」及び「3176産業廃棄物処理（中間処理）」の入札参加資格を有していること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年号外法律第137号）第14条第1項に規定する産業廃棄物（汚泥）の収集運搬の許可及び同法第14条第6項に規定する産業廃棄物（汚泥）の処分業の許可を受けている者であること。
- (3) 公告の日において、旭川市水道局物品購入等の競争入札参加資格者名簿に「51市内」で登録されていること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (5) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については17(3)参照。）

3 申請書及び資料の提出期間並びに提出場所

この入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、

この入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） 2部
- イ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ウ 産業廃棄物処分業許可証の写し

(2) 提出期間 公告の日から令和8年5月14日（木）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所 〒070-8541
旭川市上常盤町1丁目
旭川市水道局上下水道部水道総務課契約係
電話 0166-24-3171
FAX 0166-25-9500

(4) 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(5) 入札参加資格の確認

申請書及び資料を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、令和8年5月18日（月）までにその理由を記載した文書により通知する。

(6) 提出書類様式の入手方法

(3)において(2)の期間中無償で配布するほか、次の旭川市水道局ホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/index.html>

(7) その他

- ア 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 管理者は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

4 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により管理者に対し説明を求めることができる。

- ア 提出期限 令和8年5月20日（水）
- イ 提出場所 3(3)に同じ
- ウ 提出方法 3(4)に同じ

(2) 管理者は、説明を求められたときは、令和8年5月22日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 見積用設計図書の閲覧等

(1) 本業務に係る見積用設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

- ア 期間 公告の日から令和8年5月22日（金）までの休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで。
- イ 場所 旭川市水道局4階縦覧室

(2) 設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

- ア 提出期限 令和8年5月20日(水)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで。
 - イ 提出方法 3(3)に電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。
- (3) (2)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、旭川市水道局ホームページにおいて公表する。
- ア 閲覧期限 令和8年5月22日(金)までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。
 - イ 閲覧場所 5(1)イに同じ。

6 入札方法

- (1) 総価で入札に付する。
- (2) この入札は、郵送によること。(持参又はファクシミリによる入札は認めない。)
- (3) 入札回数は2回を限度とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札書の郵送方法等

- (1) 入札書の郵送方法
入札書を封筒に入れ、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。
- (2) 入札書の到達日
配達日指定郵便の指定日は、令和8年5月26日(火)とする。
(令和8年5月15日(金)から令和8年5月23日(土)までの期間に、郵送手続を行うことにより、配達指定日に入札書が到達する。)
- (3) 入札書の送付先
3(3)に同じ

8 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び旭川市水道局建設工事等郵便入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

また、管理者により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けて入札時点において指名停止を受けている期間中である者、その他、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

9 開札

- (1) 開札の日時 令和8年5月26日(火)午後1時10分
- (2) 開札の場所 旭川市水道局4階第2会議室

(3) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

なお、入札結果は、落札決定後速やかに公表する。

(4) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市水道局事後審査型一般競争入札（郵送方式）傍聴要領の規定により開札を傍聴することができるので、開札当日、午後1時10分までに3(3)まで申し込むこと。

ただし、開札会場の都合により他の入札と併せて傍聴人は先着20名までとする。

10 落札者の決定方法

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

(2) 落札の制限

業務番号石浄1-7及び忠浄1-3については、同一業者が2以上の落札者となることはできないものとし、開札は業務番号石浄1-7、忠浄1-3の順に行い、落札者の決定に当たっては本業務を優先する。

11 最低制限価格の設定 有

最低制限価格は、有効な入札（入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格）を超えない入札）の平均額（1円未満を切り捨てた額）に100分の85を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）とする。

ただし、有効な入札の中に、平均額に100分の75を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）に満たないものがある場合、平均額はその入札を除いて求めるものとする。

なお、初度入札で最低制限価格を下回る応札をした者であっても、再度入札に参加できるものとする。

12 契約条項を示す場所

3(3)の場所で閲覧に供するほか、旭川市水道局ホームページにおいても公表する。

13 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 見積もった契約金額の10分の1以上の額を納付すること。

ただし、旭川市水道局契約規程第27条に該当する場合は免除する。

15 支払条件

業務完了後に支払う。

- (1) 前金払 しない。
- (2) 概算払 しない。
- (3) 精算払 しない。

16 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該業務の入札を延期又は中止することがある。
また、入札執行の際、入札者がいない場合は、入札を中止する。
なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用は申請者の負担とする。

17 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市水道局契約規程、旭川市水道局建設工事等郵便入札心得、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 2 (7)でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア、イと同視しうる特定関係があると認められる場合

- (4) 受注業務の履行に当たっては、必要な資材や物品の調達において、可能な限り地元調達に努めるなど、地元企業を積極的に活用すること。
- (5) その他、入札に関しての照会先は、3 (3)のとおり。

(様式第 1 号)

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先)旭川市水道事業管理者

申請者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

業務番号 _____ 入札日 令和 年 月 日

業 務 名 _____

令和 年 月 日付けで入札公告のあった上記業務に係る入札参加資格について確認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の全ての要件を満たしていること並びに本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名	添付の有無
産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	有・無
産業廃棄物処分業許可証の写し	有・無

旭川市水道局受付印

申請担当者役職・氏名 _____

連絡先 TEL _____ FAX _____

(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

※この申請書は、申請書受理時に旭川市水道局受領印を押印の上、1部返却するので、必ず2部（1部はコピー可）提出すること。

(質問用)

質 疑 応 答 書

(宛先)旭川市水道事業管理者

(電話番号 0166-24-3171)

(FAX番号 0166-25-9500)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

質問年月日 令和 年 月 日

業務名		
質 疑 事 項	回 答 事 項	

注) あらかじめ電話連絡の上、上記のFAX番号へ送信してください。

入札書

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
1 金額											

(金額の頭に¥を記入のこと)

2 業務名 _____

3 くじ番号

--	--	--

 (任意の3桁の数字を記入すること)

競争入札心得及び仕様書を承諾の上、上記金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

住 所

商号又は
名 称

代 表 者
氏 名

印

配達日指定郵便の
ほか、③にて選択し
た一般書留郵便又は
簡易書留郵便の料金
を合算した額の切手
を貼ってください。

0 7 0 8 5 4 1

旭川市上常盤町1丁目

旭川市水道局

上下水道部 水道総務課

契約係 行

親展

配達日指定郵便

入札書在中

①	<input type="text"/>
差出人	

※選択する取扱にレ印を記入してください。

③ 特殊 取扱	<input type="checkbox"/>	一般書留郵便	② 配達 指定日	月 日
	<input type="checkbox"/>	簡易書留郵便		(曜日)

※発送期間は配達指定日の11～3日前までとします。

④工事(業務)番号	⑤工事(業務)名
<input type="text"/>	<input type="text"/>

※配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによるものとし、それ以外の方法による入札は無効とします。

※別に指示した日以外を配達指定日とした場合、入札は無効となります。

※この封書の発送は郵便局窓口で行います。(直接、ポストには投函できません。)

※点線から切り取り、封筒の表側に糊付けして使用してください。
※①～⑤の欄に必要な事項を記載してください。